

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

2019年12月より保険収載された ハイブリッドコートⅡについて

ハイブリッドコートⅡ(サンメディカル株式会社)が保険収載され、2019年12月1日より、生活歯歯冠形成を行った歯に対して象牙細管の封鎖を目的に本材料を用いてコーティング処置を行った場合に、間接歯髄保護処置を準用し、30点を算定できるようになった。

算定要件について解説する。なお、本症例では、分かりやすく解説するため、歯周治療等のその他の治療は省略している。

患者: 43歳・男性

主訴: 銀色の被せ物が取れて無くなった。少し痛む時がある。

所見: 5]FMCが脱離し、歯質に軟化象牙質を認める。

傷病名: 5]FMCダツリ, C

施設基準: 歯初診、補管、歯CAD

月日	部位	療法・処置	点数
1/14		再診	51
		食事をしていたら、右下の奥歯の被せ物が取れて、 無くなった。たまに痛む時がある。	/
		5]FMC脱離、歯質に軟化象牙質を認める。	/
	5]	X-Ray (D) 1 F 電	58
		歯冠部に広範囲の透過像を認めるが、歯髄には達し ていない。注①	/
		歯科疾患管理料	100
		文書提供加算	+10
		管理計画を説明し患者の同意を得る。	/
	7-7 7-7	機械的歯面清掃処置	68
	5]	O A + 浸麻 (歯科用キシロカインCt 1.0ml)	30+10
		う蝕処置	18
		う蝕検知液を用いて、軟化象牙質を除去。注②	/
		間接歯髄保護処置 (ダイカル、ベースセメント) 注③	30
1/21		再診	51
		自発痛、打診痛 (-) 冷水痛 (+)	/
		CAD/CAM冠の装着を説明し、同意を得る。	/
	5]	O A + 浸麻 (歯科用キシロカインCt 1.0ml)	/
		生活歯歯冠形成	796
		コーティング処置 (ハイブリッドコートⅡ) 注④⑤⑥	30
		歯面に塗布し、約10秒エアブロー。光照射。	/
		連合印象 (寒天、アルジネート)	64
		咬合採得 (バイトワックス)	18
		TeC 仮せ	/
		歯科衛生実地指導料 1	80
		歯ブラシの当て方を指導するよう指示。	/
1/28		再診	51
		自発痛、打診痛及び冷水痛共に (-)	/
	5]	CAD/CAM冠 (セラスマート270)	1,489
		装着料	45
		アルミナ・サンドブラスト処理、シランカップリング処理	+45
		装着材料料 (スーパーボンド)	17
		クラウン・ブリッジ維持管理料(補管)	100

《解説》

注① 画像診断を行った場合は、カルテに所見を記載する。

注② う蝕歯に対して軟化象牙質の除去または暫間充填を行った場合、う蝕処置18点を1歯1回につき算定できる。

カルテには、算定した部位ごとに、処置内容などを記載する。

注③ う窩の処置としての象牙質の削除を行うとともに、歯髄保護処置を行い暫間充填を行った場合には、う蝕処置と歯髄保護処置の所定点数をそれぞれ算定できる。

注④ 生活歯歯冠形成(生PZ)を実施した歯に対して、歯科用シーリング・コーティング材を用いて、象牙細管の封鎖を目的としてコーティング処置を行った場合は、1歯につき1回に限り、間接歯髄保護処置を準用して30点を算定できる。

なお、生PZを行った日と同日、又は間接歯髄保護処置を行った日の後日に、コーティング処置をした場合でも算定できる。

表: 対象となる主な生活歯歯冠形成	
対象となる 主な生PZ	1. 生活歯歯冠形成(生PZ): 796点、306点、120点 ① FMC ② レジン前装金属冠(前装MC) ③ 前歯の3/4冠 ④ 臼歯の4/5冠 ⑤ 硬質レジンジャケット冠(HJC) ⑥ CAD/CAM冠 ⑦ 高強度硬質レジンブリッジの支台歯に対する冠 ⑧ 乳歯に対するジャケット冠 ⑨ 乳歯金属冠 ⑩ 永久歯金属冠
対象と ならないもの (生PZ以外の 形成料)	1. 失生活歯歯冠形成: 636点、166点、114点 2. 窩洞形成: 86点又は60点 3. う蝕歯即時充填形成: 126点 4. う蝕歯インレー修復形成: 120点

参考: 疑義解釈 (2019年12月2日)	
(問)	令和元年12月1日付けで保険適用された歯科用シーリング・コーティング材を用いたコーティング処置について、準用技術として区分番号「I001」に掲げる歯髄保護処置の「3 間接歯髄保護処置」を算定することとなっているが、区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1 生活歯歯冠形成」と同日に算定できるか。
(答)	算定できる。
(問)	令和元年12月1日付けで保険適用された歯科用シーリング・コーティング材を用いたコーティング処置について、区分番号「I001」に掲げる歯髄保護処置の「3 間接歯髄保護処置」を実施した歯に対して、後日、区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1 生活歯歯冠形成」及びコーティング処置を行った場合、準用技術としての間接歯髄保護処置を算定できるか。
(答)	算定できる。

注⑤ 算定対象となる歯科用シーリング・コーティング材は、2019年12月31日まではハイブリッドコートⅡ(サンメディカル株式会社)のみであるが、各材料メーカーが申請をすることで、2020年1月以降は使用できる材料が増えるとみられる。材料が増えた場合、電子書籍「デンタルブック」登録者向けのニュース配信に加え、機関紙でもお知らせいたします。

注⑥ コーティング処置の点数を算定した際は、レセプトの「処置・手術」欄の「その他」欄に、「コーティング処置」と表示し、点数及び回数を記載する(例: コーティング処置 30点×1)。

*** 実態に即してご請求ください ***

◆お詫び
本紙12月号本欄「症例研究」の掲載内容が11月号のものと重複しておりました。会員の皆様にお詫び申し上げます。